第 15 号様式

売　買　契　約　書

売渡人北海道（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、北海道有林野の産物（以下「売買物件」という。）の売買について次のとおり契約を締結する。

（この契約を証するため本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。）

（注）（　）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和　8年（2026 年）　　月　　日）

（注）（　）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

甲　北海道
北海道十勝総合振興局長　鈴　木　章　代　　㊞

乙　住　所
氏　名　　㊞

（売買物件等）

売買物件の所在	郡　　町字　　十勝管理区　　林班							
売買物件の所在する面積								
売買物件の種類及び数量	立木　　本　　㎥							
見積（入札）書記載金額								
消費税及び地方消費税の額								
売買代金額								
契約保証金								
代金納付の方法	区分		売買代金額	延納期間	延納利息額(年 2.50%)	担保内訳			
						銘柄	枚数	券面金額	担保提供期間
	現金納入分		円	−	−	−	−	−	−
	延納分	連帯保証書	円	日	円	一般財団法人日本木材総合情報センター連帯保証書	枚	円	契約発効の日から　日
		支払保証手形	円	日	円		枚	円	契約発効の日から　日
			円	日	円				
			円	−	−	−			
		計	円	−	円	−			
売買物件の搬出期限			令和　　年（　　年）　　月　　日						
特約事項									

※本契約物件は、持続可能な森林の整備管理が営まれている森林であり、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きを適正に行っている立木である。

※浦幌町、豊頃町、幕別町、大樹町から出荷された立木は、認証番号 FAM-031 で「100%SGEC 認証/100%PEFC 認証」です。

（現金代金の納付）

第１条　乙は、現金代金のうち現金納入分（以下「現納代金」という。）を甲が別に発行する納入通知書により指定する期限までに納付するものとする。

２　乙は、甲の指定する期限までに現納代金を納付しない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納の現納代金につき、年10.75パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に納付しなければならない。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

（延納担保の提供）

第２条　乙は、代金延納の特約をしたときは、延納分（以下「延納代金」という。）の額に延納利息の額及び担保権の行使に必要な費用を加えた額以上の価値を有する担保を、次により甲の指定する期限までに甲に提供しなければならない。

（１）担保が、甲が延納担保の保護預り契約をしている金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該取扱金融機関の交付する手形預り証を担保物件差入書に添えて甲に提供する。

（２）担保が取扱金融機関以外の金融機関（以下「保証金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該保証金融機関の手形預り証及び甲の定める様式により当該保証金融機関が作成する請書を担保物件差入書に添えて甲に提供する。

（３）担保が、一般財団法人日本木材総合情報センター（以下「情報センター」という。）の保証であるときは、道有林産物延納代金連帯保証書（以下「連帯保証書」という。）を担保物件差入書に添えて甲に提供する。

（４）担保が前各号に掲げるもの以外のものであるときは、甲が別に指示する方法により提供する。

２　担保提供の日は、担保が支払保証手形であるときは取扱金融機関又は保証金融機関において保護預りした日、担保が情報センターの連帯保証書であるときは当該保証書の保証期間開始日の前日、担保がこれら以外のものであるときは甲が別に指示する方法により甲に提供した日とする。

３　乙は、甲の指定する期限までに担保を提供しないとき、又は提供した担保が情報センターの連帯保証書である場合の担保提供の日が担保提供期限を経過しているときは、売買代金に対し担保提供期限の翌日から担保提供の日までの日数につき年10.75パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に納付しなければならない。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

（追加担保の提供）

第３条　甲は、前条の規定により提供された担保の価値が減少し、担保の価値が不足すると認めるときは、期日を指定してその不足分に相当する担保を乙に提供させることができる。

２　前項の期日までに不足分に相当する担保が提供されない場合は、当該期日をもって代金延納の特約は失効するものとし、乙は、甲の定める期限までに延納代金及び失効の日までの延納利息を甲に納付しなければならない。

３　前項の規定により代金延納の特約が失効した場合には、延納代金及び失効の日までの延納利息に対し、失効の日の翌日から延納代金納付の日までの日数につき年10.75パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

（延納期間）

第４条　延納期間は、担保提供の日の翌日から起算するものとする。ただし、担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約成立の日の翌日から起算するものとする。

２　乙が延納担保を甲の指定する期限を経過して提供した場合は、その経過した日数分を延納期間から控除するものとする。

３　担保が情報センターの保証である場合は、前２項の規定にかかわらず、当該保証書に記載された保証期間とする。ただし、当該保証期間が延納期間を超えている場合は、その超える日数を当該保証期間から繰り上げた日に延納期間は満了するものとする。

（延納代金等の納付）

第５条　乙は、延納代金及び延納利息（以下「延納代金等」という。）を延納期間満了の日までに、甲が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　乙は、延納期間満了の日までに延納代金等を納付しない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該未納の延納代金等につき年10.75パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に納付しなければならない。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

３　延納担保が支払保証手形である場合は、乙が代金納付につき別段の意志表示をしない限り、甲は、当該支払保証手形を保護預りした金融機関に納入通知書を回付し、当該金融機関に代行納付させるものとする。

４　納入通知書発行後、乙が延納期限前に延納代金を納付した場合であっても、当該納付の日から延納期限までの期間に係る延納の利息は返還しない。

（延納担保の返還）

第６条　甲は、乙が前条第１項及び第２項に定める義務を履行したときは、延納担保を乙に返還するものとする。

（契約保証金の返還等）

第７条　甲は、乙が売買代金を完納したとき、又は第２条に規定する延納代金に係る担保の全部を提供したときは、契約保証金を返還するものとする。

２　契約保証金は、乙の申出があるときは、現金で納付したものにあっては売買代金が完納となる際又は延納代金に係る担保を提供する際に当該売買代金に充当し、国債、地方債又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第172条の規定により担保で納付したものにあっては延納代金に係る担保を提供する際に、当該担保の一部に充当することができる。

（売買物件の引渡し）

第８条　売買物件（立木の根株は含まない。）の引渡しは、北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第９号）第36条に定める日以後15日以内に乙の立会いの上行うものとする。

２　前項の場合において、乙が立ち会わないとき又は立ち会うことができないときは、甲が物件引渡しの通知をした日に、引渡しが行われたものとする。

３　乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

（立木の極印）

第９条　乙は、売買物件である立木の根株部分に極印があるときは、その極印を滅失し、又は損傷してはならない。

２　乙は、前項の極印を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

（売買物件の搬出）

第10条　乙は、天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに売買物件を搬出することができないときは、遅滞なく、その理由を付して甲に搬出期限の延長を申請し、その承認を受けなければならない。

２　搬出期限とは別に巻立期限が定められている場合は、前項について「搬出期限」を「巻立期限」に、「搬出」を「更新予定地外へ搬出」と読み替える。

３　乙は、売買物件の搬出を完了したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

（搬出遅延の違約金）

第11条　乙は、搬出期限（前条第１項の規定により延長の承認を受けた場合は、その期限）までに売買物件を搬出しないときは、その期限の翌日から搬出の日までの日数に応じ、当該搬出遅延の売買物件に相当する売買代金の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た違約金を甲に納付しなければならない。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

２　搬出期限とは別に巻立期限が定められている場合は、前項について「搬出期限」を「巻立期限」に、「搬出」を「更新予定地外へ（の）搬出」と読み替える。

（搬出未済の場合の措置）

第12条　乙が搬出期限までに売買物件を搬出しない場合は、甲は、更に期限を付して搬出すべきことを催告するものとする。

２　乙が前項の期限までに売買物件を搬出しないときは、甲は、必要に応じ契約を解除し、又はその売買物件の所有権を無償で甲に帰属させることができるものとする。

３　前項の規定による措置が講ぜられない場合において、放置された売買物件が林野の跡地更新上又は保護上著しく支障を来し、取り片付けを要するときは、甲は、乙に対し、期限を定めて当該売買物件の取り片付けを請求するものとする。

４　前項の場合において、乙が期限までに当該売買物件の取り片付けをしなかったときは、甲は、買受人に代って当該売買物件を取り片付け、それに要した費用を乙に請求するものとする。

５　搬出期限とは別に巻立期限が定められている場合は、第１項及び第２項について「搬出期限」を「巻立期限」に、「搬出」を「更新予定地外へ搬出」と読み替える。

（事業着手届出等の提出）

第13条　乙は、売買物件の伐採、採取、搬出等（以下「事業」という。）に着手するときは、あらかじめ甲にその旨を届け出なければならない。

（施設等の利用）

第14条　甲は、特別の理由がある場合を除き、乙の事業の執行に必要な林道、土場等を別に指示するところにより乙に使用させるものとする。

2　乙は、事業のため、特に道有林野内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ使用箇所、使用面積、使用目的、使用期間等について甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

3　乙は前２項の規定により林道、土場等を使用し又は施設を設けた場合において、その使用を終り、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（搬出前の売買物件の譲渡）

第15条　乙は、引渡しを受けた売買物件で搬出前のものを他人に譲渡する場合は、当該売買物件について、乙が甲に対して有する権利及び義務を共に譲受人が承継する旨を明らかにした書面により、乙及び譲受人連署の上、甲に届け出なければならない。

2　前項の場合において、乙は、この契約に関し、譲受人と連帯してその責めに任ずるものとする。

（売買物件処分の制限）

第16条　乙は、売買物件について用途が指定されているときは、あらかじめ甲の承認を受けなければその用途以外に使用し、又は他人に譲り渡してはならない。

2　甲は、乙が前項の規定に違反したときは、当該処分に係る売買物件に応ずる売買代金の100分の50に相当する金額を違約金として乙から徴収することができる。

（危険負担）

第17条　売買契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでの間に、当該売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損害は乙の負担とする。

（作業の中止命令）

第18条　法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない理由により契約を履行することができないときは、甲は、事業の中止を命ずることができる。乙に法令又は契約に違反する行為があると甲が認める場合も、同様とする。

2　前項後段の場合にあっては、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（契約不適合責任）

第19条　乙は、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（事業執行上の支障木等の届出）

第20条　乙は、事業の執行上、売買物件以外の産物等が支障となることが予見できる場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2　乙は、事業の執行中、支障木の発生を予見できた場合、または労働安全上やむを得ず支障木を発生させた場合は、伐採等による措置の上、あらかじめ甲の指定する方法により管理し届け出なければならない。

3　乙は、事業の執行上支障となる売買物件以外の産物等に予見することができずに損害を与えたときは、速やかにその被害状況を甲に通知しなければならない。

4　乙は、第１項及び第２項の規定により届け出た産物等が立木であり、かつ甲が支障木と認めた場合は、当該立木を甲の指定する方法により買い受けるものとする。

（損害の賠償）

第21条　乙は、事業の執行上、道有林野及びその産物（前条第４項の立木は除く。）又は道有林野の施設に損害を与えたときは、甲の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該産物等の引渡しを請求できないものとする。

（跡地検査）

第22条　甲は、搬出期限が経過したとき、又は乙から搬出を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、乙の立会いを求め、跡地検査をするものとする。跡地検査対象物件の状況から跡地検査ができない場合は、甲乙協議の上、その時期を定めるものとする。

2　乙は、前項の場合において、正当な理由がないのに立ち会わなかったときは、甲の行った検査の結果に対し異義を申し立てることができないものとする。

（契約の解除）

第23条　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙が、第１条第１項の期限までに売買代金を納付しないとき。

（２）乙が、第２条第１項の期限までに担保を提供しないとき。

（３）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時産物の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関係する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（４）乙が、その他契約で定める重要な条件に違反したとき。

2　甲は、前項第３号及び第４号の規定により契約を解除した場合は、当該契約の解除された部分に係る売買物件を乙に返還させ、その返還があったときはこれに相当する売買代金を返還するものとする。

3　第１項の規定により契約を解除した場合において、乙の納付した契約保証金があるときは、これを甲の帰属とし、契約保証金のないときは、甲は、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

（特殊の理由による契約の変更又は解除）

第24条　甲又は乙は、法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない理由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議の上、その履行不能の部分につきこの契約を変更し、又は解除することができる。

2　前項の規定により契約を解除した場合において、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

3　第１項の規定により契約を変更し、又は解除した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

（開発行為の許可等）

第25条　売買物件に係る事業が法令の規定に基づく許可を必要とする場合は、その開発行為の許可があった日に当該契約が発効するものとする。

（林地保全等の措置）

第26条　乙は、事業の実施に当っては、特に、林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2　甲は、林地保全、河川汚濁防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができる。

（造材規準書）

第27条　乙は、造材規準書を遵守し、適正に事業を実施しなければならない。

（管轄裁判所）

第28条　この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在

地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第29条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならい。

（契約に定めのない事項）

第30条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

第１７号様式

造材規準書

１　一般

１－１　趣旨

１　道有林野事業では、森林の公益的機能の維持向上を目的とした森林施業を推進している。そのため、立木及び集積材の造材作業は、現場周辺の自然環境や地域住民の生活環境に配慮し、森林の公益的機能の更なる発揮に寄与するものでなければならない。

　このことから、「造材規準書」を制定し、健全な森林の育成と安全かつ適正な作業の実施を推進するものとする。

１－２　適用

１　この造材規準書は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が「北海道有林野の産物売払規則（昭和36年１月19日規則第9号）」及び「北海道有林野の産物売払規則の運用について（平成９年４月１日経営第30号）」に基づいて売り渡す立木及び集積材の造材作業に適用する。

２　契約書、造材規準書、特記仕様書、図面又はその他これに準じて総合振興局長等が指定したもの（以下「契約図書」という。）と現地の間に相違がある場合は、買受人は総合振興局長等に確認して指示を受けなければならない。

１－３　事業着手届等

１　買受人は、「事業着手届」及び「入林者名簿」を別に定める様式を標準として、総合振興局長等に提出しなければならない。また、買受人は総合振興局長等の指定するところにより、労働基準監督署が受理した立木伐採作業計画書（写し）、林野使用位置図等を総合振興局長等に提出しなければならない。

１－４　作業体制等の表示

１　買受人は、林野火災特設消火班編成（山警期間中）等を表示した作業体制図を作成し、これを当該作業現場の見やすい場所に掲げなければならない。

１－５　検査（確認を含む）及び立会等

１　総合振興局長等は、作業が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、作業現場に立ち入り、若しくは立会し、又は必要に応じて資料の提出を請求できるものとし、買受人はこれに応じなければならない。

１－６　跡地検査

１　買受人は、買受物件の搬出を完了した後、速やかに「事業終了届」並びに「搬出済届」を別に定める様式を標準とし総合振興局長等に提出しなければならない。

２　総合振興局長等は、搬出期限が経過したとき、又は買受人から搬出済届の提出があったときは、跡地検査に先立って買受人に対して跡地検査日を通知するものとする。

３　買受人は、総合振興局長等が行う跡地検査に立ち合わなければならない。また、正当な理由なしに跡地検査に立ち合わなかったときは、検査結果に対して異議を申し立てることができないものとする。

４　検査は次の各号に掲げる内容について行うものとする。

（１）誤伐等の有無及びその状態

（２）林産物等の被害の状態

（３）その他必要と認められる事項

１－７　使用人等の管理

１　買受人は、使用人（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等について適正な労働条件を確保しなければならない。

２　買受人は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、作業が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

１－８　作業中の安全確保

１　買受人は、作業中、総合振興局長等の承諾及び施設管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為をしてはならない。

２　買受人は、気象情報などに注意を払い、豪雨、出水、その他天災に対して常に防災体制を確立しておかなければならない。

３　買受人は、作業現場が隣接している場合は、業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。

４　買受人は、作業箇所を所管する警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。

５　買受人は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

６　買受人は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。

７　買受人は、作業にあたっては、作業標識等を設置するものとし、その設置基準については「４－2作業標識板等の設置」によるものとする。

８　狩猟期間中の安全対策に万全を期すこと。

１－９　火災の防止

１　買受人は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

２　買受人は、ガソリン等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

１－10　事故報告

１　買受人は、労働災害等が発生した場合には、直ちに総合振興局長等及び労働基準監督署等に通知しなければならない。

１－11　環境対策

１　買受人は、法令及び条例並びに契約図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、伐採計画及び造材作業の実施段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２　買受人は、環境への悪影響が予知され又は発生した場合、及び希少な野生生物を発見した場合は、総合振興局長等に報告し指示に従わなければならない。

３　総合振興局長等は、周辺に生息する希少な野生生物や下流域における水産資源等に悪影響のおそれがあると判断した場合は、買受人に対して作業の中止を求めることができる。

１－12　官公庁等への手続き等

１　買受人は、作業期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。

2　買受人は、造材作業に当たり買受人の責任と費用負担において、法令、条例又は契約図書の定めにより、関係官公庁及びその他関係機関に届出等の必要な措置をとらなければならない。ただし、これによることが困難な場合は総合振興局長等の指示を受けなければならない。

3　買受人は、造材作業に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。買受人は、地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

１－13　保険の付保及び事故の補償

1　買受人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2　買受人は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

3　買受人は、下請けを含む雇用労働者に必要な林業退職金共済証紙を購入し、総合振興局長等に対し、その掛金収納書（写し）を提出しなければならない。

4　買受人は、狩猟による銃の使用に鑑み、現場に残置した林業機械等の破損や故障等に対応するため、車両保険（動産総合保険等）に加入するよう努めるものとする。

２　造　材

２－１　土場の作設、使用

1　買受人は、土場の作設に当たっては、位置、規模、箇所数等について総合振興局長等と協議し作設するものとする。

2　買受人は、造材箇所に既存の土場がある場合は、これを使用しなければならない。

3　買受人は、林野使用位置図に土場の位置、規模等を示し、総合振興局長等に提出しなければならない。

4　買受人は、林地の崩壊及び土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設するものとする。

5　買受人は、土場が林道等に隣接している場合は、通行の障害にならないよう常に整理整頓を心掛けなければならない。

6　買受人は、作業終了後、端材、追上材、枝条等（以下「残材」という。）の整理、土場の整地等を行うとともに、流水による浸食を防ぐため、土場の出入り口等に簡易な排水路を設けるものとする。

7　買受人は、造材のために土場に枝条を持ち込んだ場合は、その枝条を自然還元するため土場以外の事業実施個所へ散布しなければならない。

２－２　集材路の作設

1　買受人は、集材路の作設に当たっては、線形、延長、幅員等について総合振興局長等と協議し作設するものとする。

2　買受人は、造材箇所に既存の集材路がある場合は、これを使用しなければならない。

3　買受人は、林野使用位置図に集材路の線形、延長等を示し、総合振興局長等に提出しなければならない。

4　買受人は、作設に当たっては切土や盛土を極力抑え、林地の崩壊等を招かないように努めなければならない。

5　買受人は、林地の崩壊又は土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設するものとする。

２－３　立木の伐倒

1　買受人は、契約図書に基づき、総合振興局長等から引渡し又は指定された立木について伐採するものとする。また、これ以外を伐採する必要がある場合は、総合振興局長等に報告し指示を受けなければならない。

2　買受人は、伐倒木に調査番号テープが付いている場合は、伐倒前にこれを外し、伐倒後、伐根の断面部に紛失しないようタッカー等で張り付けなければならない。ただし、調査番号テープを外すことが困難な場合は、伐根の断面部に木材チョーク等で当該番号を移記するものとする。

3　買受人は、伐倒木に隣接する立木及び下層の幼稚樹等に損傷を与えないように伐倒し、支障木の発生を抑えるよう努めなければならない。

4　買受人は、立木の枝払い等で発生した末木、枝条等を土中に埋めたり、沢地、河川の流路及び氾濫原、道路及び道路の排水施設付近に放置してはならない。

２－４　集　材

1　買受人は、林地の状況によって林地の崩壊や立木の損傷を防ぐため、適切な機種を使用するものとする。

2　買受人は、路側にある立木に保護板を設置するなどして周囲の林木を損傷しないように努めなければならない。また、下層に植栽木がある場合は、これを損傷しないよう努めなければならない。

3　買受人は、降雨等により土砂や汚濁水が流出するおそれのあるときは、集材作業を行わないものとする。

4　買受人は、やむをえず沢地、河川を横断する集材路を使用しなければならない場合は、事前に総合振興局長等と協議しなければならない。

5　買受人は、集材を完了した後、及び作業の中途であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路の流水による浸食を防ぐため簡易な排水路を作設するものとする。また、集材が完了した後は枝条の整理、林地及び河床の整地等を行うものとする。

6　買受人は、買受人の責任と費用負担において、集材によって撹乱された林床、裸地等を整地し、又は復元し、土砂の流出や河川の汚濁を防ぐための必要な措置を講じなければならない。

２－５　支障木等

1　買受人は、伐倒、土場及び集材路の作設、集材作業等において、買い受け物件以外の立木及びその他林産物（以下「支障木等」という。）が事業着手前に作業の支障となることが予見できる場合は、別に定める様式を標準とし、あらかじめ総合振興局長に届け出し、その指示を受けなければならない。

2　買受人は、作業中に支障木の発生を予見できた場合、または作業中に労働安全上やむを得ず支障木等を発生させた場合は、あらかじめ総合振興局長等が指示する措置を講じた後、別に定める様式を標準としてその内容を取りまとめたうえで、総合振興局長等が指示する期限までに届け出なければならない。

3　総合振興局長等は、第１項及び２項の届け出を受けたときは、速やかに現地を調査し支障木等の認定を行うものとする。

4　買受人は、認定された支障木等を総合振興局長等の指定するところにより買い受けなければならない。また、認定されなかった立木及びその他林産物については、総合振興局長等の指定するところによりこれを賠償しなければならない。

２－６　残材の整理

1　買受人は、造材作業において、残材の発生が最小限になるように努めなければならない。また、残材を主伐対象林分に残地する場合は、人力での整理が可能な大きさにする等の造林作業に配慮した整理になるように努めなければならない。

2　総合振興局長等は、造林作業に悪影響のおそれがあると判断した場合は、買受人に対して残材の整理を求めることができる。

３　運　材

３－１　道路の使用

１　買受人は、降雨や融雪等により路盤が軟弱になっている場合は運材を中止し、道路の崩壊や土砂の流出を防ぐよう努めなければならない。

２　買受人は、林道等の除雪を行う場合は、路肩、側溝、路盤その他施設を破損してはならない。

３　買受人は、集材又は運材等によって林道等の路肩、側溝、路盤その他施設を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。

４　買受人は、道路交通法及び関係法令を遵守しなければならない。

４　その他

４－１　跡片付け

１　買受人は、買受人の責任と費用負担において、一切の買受人の機器、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去しなければならない。

４－２　作業標識板等の設置

１　買受人は、造材現場に通じる林道、作業道の入口及び造材現場の見やすい所に作業標識板及び労働安全旗を設置するものとする。

―○○林班造材現場（入口）―
造材期間　：　自　元号○年○月○日
　　至　元号○年○月○日
会社名　　：　○○林産協同組合
現場責任者：　北　海　太　郎

４－３　保安林内作業許可標識の設置

１　買受人、又は総合振興局長等は、作業箇所が保安林である場合は「保安林内作業許可標識」を現地に設置するものとする。

４－４　林道等ゲートの施錠

１　買受人は、森林内で作業を行う場合は、当該作業箇所に通じる林道等のゲートを施錠するものとする。

４－５　その他

１　買受人は、林班界標、境界標等を破損、移設してはならない。ただし、作業上、移設を必要とする場合は、総合振興局長等の指示に従わなければならない。

２　買受人は、林班界標、境界標等を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。

３　買受人は、総合振興局長等が使用する調査用スプレーと同系色のものを道有林野内で使用してはならない。